

美祿市人事異動

4月1日付けで人事異動を行いました。概要をお知らせします。

異動方針

平成21年度美祿市集中改革プランに基づき、退職者に対する採用（行政職3減、現業職3減、医療職2増）を実施した結果、対前年比では4名の減（669人→665人）となりました。

こうした職員数の適正化を推進する中、効率的な組織を目指した行政改革を推進するため、組織・機構の再編及び重点化を図り、適材適所の人材登用・配置を行うとともに、職員の一休感の更なる醸成促進のため、昨年に引き続き、本庁と総合支所間をはじめとするあらゆる部署において、人事交流を図った結果、大規模な異動となりました。

異動の特徴

○2つの公立病院の持続的な運営、また経営基盤の強化を図るため、美祿市病院等

事業を地方公営企業法の全部適用に移行するとともに、病院事業局内の組織再編を行いました。

○第1次美祿市総合計画に基づく重要施策を推進するため、上下水道課を上下水道事業局とし、局内に管理業務課と施設課を新設し、子育て支援室、美祿医療圏推進室、男女共同参画推進室を設置し、体制の強化を図りました。

○観光事業において、経営健全化計画に則り業務部門の職員数の削減を行いました。課長級以上の人事異動についてお知らせします。

一般職員

【部長級】

○総合政策部長

田辺 剛

○市民福祉部長

兼福祉事務所長

山田 悦子

○美東総合支所長

藤井 勝巳

○上下水道事業局長

兼美東総合支所分室長
兼秋芳総合支所分室長

中村 弥壽男

○教育委員会事務局長

金子 彰

○病院事業局管理部長

藤澤 和昭

《部次長》

○総務部次長

兼総務課長兼総務課秘書室長

福田 和司

兼選挙管理委員会事務局長

○市民福祉部次長（生活環境・健康増進担当）

兼健康増進課長兼美祿医療圏推進室長

古屋 勝美

○教育委員会事務局次長

兼教育総務課長

石田 淳司

○総務課付課長

財団法人山口県文化振興財団派遣

三戸 昌子

○監理課長

久保 宏一

○国体推進課長

内藤 賢治

○税務課長

川島 茂

総合政策部

○企画政策課長

兼行政改革推進室長

奥田 源良

○地域情報課長

兼男女共同参画推進室長
兼美祿社会復帰促進センター対策室長

末岡 竜夫

○商工労働課長

兼矯正施設活性化推進室長
兼産業振興推進室長兼美祿産業技術センター所長
兼美祿農村勤労福祉センター所長

松野 哲治

○市民福祉部

○市民課長

兼市民相談室長

杉原 功一

○地域福祉課長

兼人權対策室長兼子育て推進室長

田代 裕司

○高齢福祉課長

兼地域包括支援センター所長

白井 栄次

○高齡福祉課長

兼地域包括支援センター所長

坪井 一治

○建設経済課長

兼農業委員会事務局秋芳総合支所分室長併任

秋山 芳幸

○建設経済課長

兼施設課長兼浄化センター所長

小田 正幸

建設経済部

○農林課長

秋枝 秀稔

総合観光部

○観光総務課長

兼養鱒場長

綿谷 敦朗

美東総合支所

○市民福祉課長

兼市民福祉課市民相談室長
兼美東保健福祉センター所長

○市民福祉課長

兼美東一般廃棄物最終処分場長

○建設経済課長

兼農業委員会事務局美東総合支所分室長併任

○建設経済課長

兼市民福祉課市民相談室長
兼秋芳保健センター所長

○建設経済課長

兼市民福祉課市民相談室長
兼秋芳保健センター所長

○建設経済課長

兼市民福祉課市民相談室長
兼秋芳保健センター所長

○建設経済課長

兼市民福祉課市民相談室長
兼秋芳保健センター所長

○建設経済課長

兼市民福祉課市民相談室長
兼秋芳保健センター所長

○建設経済課長

兼市民福祉課市民相談室長
兼秋芳保健センター所長

○建設経済課長

兼市民福祉課市民相談室長
兼秋芳保健センター所長

○建設経済課長

兼市民福祉課市民相談室長
兼秋芳保健センター所長

○建設経済課長

兼市民福祉課市民相談室長
兼秋芳保健センター所長

○建設経済課長

兼市民福祉課市民相談室長
兼秋芳保健センター所長

○建設経済課長

兼市民福祉課市民相談室長
兼秋芳保健センター所長

教育委員会事務局

○社会教育課長

兼美祢図書館長

兼来福センター所長兼勤労

青少年ホーム所長

佐藤 和美

○体育振興課長兼美祢スポーツセンター所長

篠田 尊

病院事業局

○管理部経営管理課長

兼市立病院事務部事務長

兼介護老人保健施設グリーンヒル美祢事務部事務長

篠田 洋司

○美東病院事務部事務長

井上 孝志

《主幹》

○税務課主幹兼収納対策室長

岩崎 賢治

《退職者》

○総合政策部長

兼重 勇

○美東総合支所長

坂本 文男

○教育委員会事務局局長

兼教育総務課長

國舛 八千雄

○税務課長

篠田 恵司

○高齢障害課長

兼地域包括支援センター所長

岡村 恵右

○観光総務課長
兼養鱒場長

阿武 知

○秋芳総合支所市民福祉課長

兼市民福祉課市民相談室長

兼秋芳保健センター所長

山藤 優子

○秋芳総合支所建設経済課長

小嶋 卓夫

○体育振興課長

兼美祢スポーツセンター所長

長

○経営管理課医師確保対策室

長

兼美東病院薬剤科長

善久 俊和

市立病院

〔医師〕

○市立病院泌尿器科医長

北原 誠司

○美東病院内科医長

藤澤 浩一

《退職者》

○病院事業統括管理者

内藤 克輔

○市立病院泌尿器科部長

福永 康二

○市立病院内科医長

兼介護老人保健施設グリーンヒル美祢医師

白井 保之

○美東病院検診センター長

日高 勲

野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています

野焼きは、平成13年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、一部の例外を除いて禁止されました。

《例外となるもの》

・国または地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

（例：河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却）

・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

（例：災害時における木くずや流木などの焼却）

・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

（例：どんど焼きなどの地域の行事における不要となった門松、しめ縄などの焼却）

・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

（例：農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却）

・たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

（例：キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却）

また、たとえ一部例外にあたる焼却であっても、他の方に迷惑をかけるなど、生活環境の保全に支障が生じるような場合には、処理基準を遵守しない焼却として、改善命令などの行政処分や行政指導の対象となります。

やむを得ず焼却する場合でも、少量を複数回に分けて行うなど、近隣の方々の理解を得た上で、迷惑にならないような対策をとるようして下さい。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先

市生活環境課（☎0837⑤1090）

新年度事業紹介

美祢発地球元気化事業

市民の温暖化防止意識の高揚を図ることを目的として、家庭の白熱電球等の照明を、二酸化炭素排出量削減につながるLED照明へ転換した場合、購入金額の一部を補助します。

なお、補助金申請に際しては、LED照明器具を市内で購入することや、地球温暖化防止に関する思いを書いた短文等を添付していただくこととなります。また、補助金は、市内での消費拡大促進を図るため、商品券で交付します。

秋芳洞商店街 太陽光発電外灯設置事業

「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、特別天然記念物「秋芳洞」入口周辺のLED照明に改修する事業です。また、現在、問題とされている、地球温暖化防止（CO2削減）にも関連する事業です。

改修場所

秋芳洞入口通路全体外灯25基

事業費 11,500千円

（補助金10,200千円）

CO2削減効果

年間 2,000 kg

問合せ先

市生活環境課（☎0837⑤1090）